

○北海道国立大学機構ハラスメントの防止等に関する規程

(令和4年4月1日機構規程第60号)

(目的)

第1条 この規程は、北海道国立大学機構(以下「機構」という。)におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切にかつ迅速に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、機構における健全で快適なキャンパス環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員 役員、教員、事務職員その他機構に就労する全ての者をいう。
- (2) 学生等 学生、聴講生、研究生その他小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学(以下「各大学」という。)に修学する全ての者をいう。
- (3) 構成員 役職員及び学生等をいう。
- (4) 関係者 学生等の保護者、関係業者等機構又は各大学と職務上又は修学上の関係を有する者をいう。
- (5) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の総称をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動により、相手方に身体的、精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上、就労上及び修学上の環境を悪化させることをいう。
- (7) アカデミック・ハラスメント 教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育、研究の適正な範囲を超えて、劣位にある相手に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、相手に身体的、精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上及び修学上の環境を悪化させることをいう。
- (8) パワー・ハラスメント 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることをいう。
- (9) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用を阻害し、他の構成員に就業上又は修学上の不利益、損害等を与える言動並びに妊娠・出産等に関する嫌がらせ等により他の構成員に就業上又は修学上の不利益、損害等を与える言動をいう。
- (10) その他のハラスメント 構成員及び関係者が、他の構成員及び関係者に対して行う、職務上又は修学上の優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為のうち第6号から前号まで以外のものをいう。
- (11) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため構成員の職務上、修学上又は研究上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して構成員が職務上、修学上又は研究上の不利益を受けることをいう。
- (12) 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者をいう。
- (13) 申立人 ハラスメントに関する苦情を申し立てた者をいう。

(14) 相手方 ハラスメントを行ったと申し立てられた者をいう。

(15) 当事者 申立人及び相手方をいう。

(ガイドライン)

第3条 この規程の目的を遂行するため、北海道国立大学機構ハラスメントの防止等に関するガイドライン(令和4年4月1日制定。以下「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」という。)を定め、構成員に周知するものとする。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、ハラスメントの防止等のため、次に掲げることを行わなければならない。

(1) ハラスメントの防止等のため、構成員に対しこの規程等と相談員名の周知、パンフレット等の配布、意識調査による啓発活動及び各種研修の実施に関すること。

(2) ハラスメントの相談に関する相談者及び被害者並びに加害者とされる者等の調査に関すること。

(3) ハラスメントの相談並びに被害者等の救済に関すること。

(4) 関係者のプライバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務の指導に関すること。

(5) ハラスメントに関する加害者への適正な指導及び処分等に関すること。

(6) ハラスメントに起因する問題が機構に生じていないか、又はそのおそれがないか、機構の環境に十分な注意を払うこと。

(7) ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、再発防止に向けた措置を講ずること。

(8) 構成員に対して、ハラスメントに関する苦情の申し出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する構成員の対応に起因して当該者が機構において不利益を受けないことを周知すること。

(9) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(監督者の責務)

第5条 役職員を監督する地位にある者及び学生を教育する地位にある教員(以下「監督者」という。)は、就労・修学等の適正な環境を確保するため、常に次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 構成員に日常の業務又は教育を通じた指導等により、ハラスメントの防止等に関し、構成員の注意を喚起するとともに認識を深めさせること。

(2) 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が就労・修学等の場に生じることがないように配慮すること。

(3) 構成員からハラスメントに関する相談(以下「ハラスメントの相談」という。)があった場合は、必要に応じて当事者の緊急的措置を含む適切な対応を行うものとする。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、この規程及びハラスメントの防止等に関するガイドラインを遵守し、第4条各号で定める理事長の施策に協力するとともに、ハラスメントを行

わないことはもとより、他者が行うハラスメントを容認してはならない。

(ハラスメント対策委員会)

第7条 機構本部に、ハラスメントの被害救済及び防止に関する対策を講じることが目的として、北海道国立大学機構ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

(対策委員会の任務)

第8条 対策委員会は次に掲げる事項を任務とする。

- (1) ハラスメントの防止対策に関すること。
- (2) ハラスメントの再発防止のための環境の改善並びに構成員及び関係者への指導・啓発等に関すること。
- (3) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(組織)

第9条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する副理事
- (2) 理事長が指名する各大学の教授又は准教授 各1名
- (3) 事務局長
- (4) 各大学の事務部長 各1名
- (5) その他理事長が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号及び第5号の委員は、理事長が委嘱する。

3 ハラスメントの当事者が、対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。

(任期)

第10条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 対策委員会に委員長を置き、第9条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第12条 対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ハラスメント審査委員会)

第14条 対策委員会が必要と認めたときは、各大学及び機構本部にハラスメント審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くことができる。

2 その他審査委員会の組織運営に関し必要な事項は、対策委員会が別に定める。

(審査委員会の任務)

第15条 審査委員会は、中立・公正な立場で対処するものとし、関係者のプライバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務を厳守の上、次に掲げる事項について、迅速に対処するものとする。

- (1) 当該事案に関する事実関係の調査、事実の認定、ハラスメントの認定、対応策の検討、被害者の救済に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題に係る構成員及び関係者に対する必要な措置等に関し、要請をすること。
- (3) 当該事案に関する事実調査の結果に基づく事実の認定、ハラスメントの認定結果等を、対策委員会に報告すること。

(審査委員会の組織)

第16条 各大学に設置する審査委員会は、原則として3人以上とし、男女比等に考慮して次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する副学長
 - (2) その他理事長が必要と認めた者 若干人
- 2 機構本部に設置する審査委員会は、原則として3人以上とし、男女比等に考慮して次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 事務局長
 - (2) その他理事長が必要と認めた者 若干人
- 3 第1項第2号及び前項第2号の委員には、機構外の者を加えることができる。
- 4 第1項及び第2項各号の委員は、理事長が委嘱する。ただし、当事者との間において利害関係がある者を委員とすることはできない。
- 5 審査委員会に委員長を置き、理事長が指名する。
- 6 審査委員会の委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 7 審査委員会の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 8 理事長は、審査委員会による調査の過程で、委員と当該相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。
- 9 事案ごとに設置された審査委員会の委員長は、当該事案に関するハラスメントの認定及び不服申立てがあった場合の措置等が完了し対策委員会に報告したときは、審査委員会を解散するものとする。

(当事者への通知等)

第17条 審査委員会は、調査結果に基づき結論を出したときには、速やかにその内容を書面で当事者に通知し、説明をしなければならない。

- 2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に理由を付した文書により審査委員会に不服申立てを行うことができる。
- 3 審査委員会は、前項の不服申立てがあった場合、その妥当性について審議し、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 不服申立てが妥当であると判断される場合は、審査委員会による再調査並びに第1項に定める通知及び説明を行うものとする。
 - (2) 不服申立てが妥当でないと判断される場合は、不服申立て不受理の決定を行うものとする。
- 4 前項第1号の再調査は、原則として不服申立てが妥当であると判断された日から

1ヶ月以内に行うものとする。

5 第3項各号に掲げる措置に対する再度の不服申立ては認めないものとする。

(ハラスメント相談員)

第18条 構成員及び関係者のハラスメントに関する相談に対応するため、各大学及び機構本部にハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員の選任については、各大学及び機構本部で別に定める。

3 相談員は、原則として対策委員会又は審査委員会の委員を兼ねないものとする(当該委員が関与していない場合を除く。)

(相談員の任務)

第19条 相談員は、次に掲げる事項を行う。

(1) 相談者の立場と状況に十分留意して相談に応じるとともに、必要に応じ相談者に助言、情報の提供等を行う。

(2) 相談者の同意を得た上、複数で相談を行い、相談者が女性の場合には、1名は女性の相談員とすることを原則とする。

(3) 心理的なケアを要すると認める場合には、相談者の希望に応じて各大学の保健管理センター又は機構外の専門機関を紹介する。

(4) 相談内容を記録し適切に管理するとともに、相談者の同意を得て速やかに各大学及び機構本部を通じて対策委員会に報告するものとする。

(申立て)

第20条 構成員及び関係者は対策委員会に対し、別紙ハラスメント申立書によりハラスメント被害の問題解決を求める申立てをすることができる。

2 申立てに関し、必要な事項は、別に定める。

(ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応)

第21条 対策委員会は、相談員から相談内容の報告を受け対応が必要と認めた場合は、当該ハラスメントに起因する問題解決のために必要な措置及び被害者支援を迅速かつ適切に行わなければならない。

2 対策委員会は、相談の対応結果を直ちに理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の措置に関し、相手方に対する懲戒処分が必要と認められる場合は、職員にあっては、北海道国立大学機構職員懲戒規程(令和4年度機構規程第59号)に基づき、学生等にあっては、各大学の学則に基づき、手続きを行う。

(守秘義務等)

第22条 対策委員会委員、審査委員会委員、相談員その他ハラスメントに起因する問題に対応する者は、当事者及びこれに関係する者のプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 構成員は、ハラスメントに関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第24条 ハラスメントの防止等に関する事務は、各大学の事務局の協力を得て機構

本部の総務課が行う。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に国立大学法人帯広畜産大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成19年2月21日規程第25号)第13条第1項又は国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年4月1日北工大達第114号)第6条第2項の規定により設置され、調査が継続中のハラスメント調査委員会は、この規程の施行の日に第14条第1項の規定により設置された審査委員会とみなす。

別紙様式(第20条関係)

[別紙参照]